## 保健福祉関係くつづき>

53	園医委嘱・解職	佐久市・御代田町は医師会へ依頼、臼田町・浅科村は医療機関へ依頼しています。 合併時、佐久市・御代田町の例により実施します。
54	私立保育所運営費補助金	佐久市・臼田町が実施していますが、補助金算定基準に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施します。 運営費:8,700 円×園児数 給食費:2,100 円×園児数 職員被服費:5,000 円×職員数
55	社会福祉施設(保育所) 整備事業補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 概 要 私立保育園が行う施設整備事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する 《補助額》 規定により算出した事業費から、補助金・寄付金等の収入を差し引いた額の 2分の1以内 (限度額5,000万円)
56	保育所保護者連合会補助金	御代田町が実施しています。保護者連合会が自主的に実施している研修会や子育て支援事業等を新市で実施するため、合併時廃止します。
57	老人クラブ活動費補助金	4 市町村で補助金額の算定方法に違いがあります。 合併時、国県補助基準を基本に各クラブの人数や活動内容を考慮した基準を設け、予算の範囲内で実 施します。老人クラブ連合会は新市において統一します。
58	保健対策推進委員会	臼田町が設置しています。新市の保健対策推進協議会に移行するため、合併時廃止します。
59	老人保健事業 I (基本健康診査事業等)	4 市町村で実施内容に違いがあります。合併時、内容を統一して実施します。 【検診項目】 基本健康診査・ガン検診 ( 胃・子宮・乳房・マンモグラフィ・大腸・肺・らせん CT・ 前立腺 )・ B,C 型肝炎・歯周疾患
60	老人保健事業 Ⅱ (健康教育事業等)	4 市町村で実施内容に違いがあります。合併時、内容を統一して実施します。
61	老人保健事業Ⅲ (生活改善指導事業等)	
62	誕生月検診(個別健康診査) 事業	佐久市・御代田町が実施していますが、実施内容に違いがあります。 合併時、佐久市の例を基本に実施します。 概要 35 才以上を対象に、基本検診項目の他、選択項目の検診を実施
63	成人病健診等手数料	4 市町村で検診項目・検診対象年齢等により手数料に違いがあります。 合併時、検査項目ごとに検査委託料の概ね 4 割から 5 割を目安に手数料を定めて徴収します。
64	町民健診事業	臼田町が実施しています。誕生月検診や、国民健康保険加入者の人間ドック助成事業を利用して対応 できるため、合併時廃止します。
65	健康診査補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 概 要 医療機関が行う 40 才以上の健康診査受診者で、受診料 5,000 円以上の者に 1,000 円 (年 1 回)を補助する
66	精神障害者家族会補助金	浅科村・御代田町が実施しています。新市において精神障害者家族会へ事業等を委託することにより 家族会の活動を支援するため、合併時廃止します。

## 教育関係

67	学校給食施設の充実	臼田町・浅科村はセンター(共同調理場)方式、御代田町は自校給食方式、佐久市は両方式で実施しています。 合併時、現行どおりとします。なお、自校給食方式の学校については合併後、センター方式への移行を順次検討していきます。
68	高校奨学特別補助金	御代田町が実施しています。高校は公立・私立とも授業料免除制度があり、また、県母子福祉資金・ 日本育英会奨学金・新市の奨学資金貸付制度が活用できるため、合併時廃止します。
69	学校課外活動等補助金	臼田町・御代田町が実施しています。 社会体育関係事業については社会体育との統合を図るため、また文科系の事業については4市町村の 学校課外活動への補助の公平性を図るため、合併時廃止します。
70	市町村誌編纂事業	臼田町・浅科村が実施しています。合併時、継続して実施します。
71	市町村誌刊行会	臼田町・浅科村が設置しています。合併時、組織を統一して実施します。
72	臼田町文化協会事業補助金	臼田町で実施しています。合併時、臼田地区の文化協会として存続するため、現行どおりとします。
73	スポーツ少年団交付金	4 市町村で交付金に違いがあります。 合併時、交付金額は佐久市の例により統一します。 交付金額 10,000円/団
74	公民館グループ・クラブ活 動補助金	臼田町・浅科村・御代田町が実施していますが、補助金に違いがあります。 合併時、グループ活動推進協議会に対して補助を行い、個々の団体への補助は廃止します。